

会 議 録

会 議 名	平成 29 年度第 2 回東浦町景観まちづくり委員会	
開 催 日 時	平成 29 年 8 月 3 日 (木) 午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで	
開 催 場 所	イオンモール東浦 2 階 イオンホール	
出 席 者	委 員	海道清信氏(委員長)、久米弘氏(副委員長)、 出村嘉史氏、梶川幸夫氏、竹田正巳氏、久米義金氏、 万木和広氏、青山佳子氏
	事務局	神谷町長、近藤建設部長、小井手建設部技監 棚瀬都市計画課長、榊原課長補佐兼都市計画係長、 久野主査、村中技師 株国際開発コンサルタント 森下
議 題 (公開又は非公開の別)	平成 29 年度第 1 回委員会での議論の内容確認について (公開) 重点区域候補地区全体スケジュールについて (公開) 明德寺川周辺重点区域候補地区のゾーニング及び区域について (公開)	
傍聴者の数	3 名	
議 論 内 容 (概 要)	議題の議論内容については、別紙のとおり	
備 考		

【平成 29 年度第 1 回委員会での議論の内容確認について】

事務局： 資料 1「平成 29 年度第 1 回委員会での議論の内容確認について」説明。

【重点区域候補地区全体スケジュールについて】

事務局： 資料 2「重点区域候補地区全体スケジュール」について説明。

委員長： スケジュールについては、長期的なものになっているので、住民にも理解を広げつつスピード感を持ってやっていくべき。

委員： 平成 29 年度が区域・デザインルールの項目検討となっておりスロースタートに感じる。検討ではなく、デザインルール案の作成までできるとよい。

委員： 生路の郷中の景観は、待たなしで住宅の開発がされている。価値のあるものが壊されたら戻ってこないことを意識してもらいたい。

委員： 緒川の屋敷の景観、生路の郷中の景観に関してどのようなことを検討しているかを平成 30 年度に地元の人たちに説明会をやっていくべき。

また、ぶどう畑の景観について重点区域へ向けた動きが本当に 4 番目なのかを検討していくことも必要。

委員： 緒川の屋敷の景観も入海神社の西側でも黒い塀がどんどん壊されている。

委員： 共感プロジェクトは、住民の機運を高めるのに効果的である。何かひとつでもいいので、共感プロジェクトをやっていくべき。

また、まちの絵コンテストも今から残したい景観を描いてもらうのも効果的ではないかと思う。

委員： 緒川の屋敷の景観、生路の郷中の景観について時間をかけてやっていく計画だが、景観がどんどん壊されていってしまうので、スピード感を持ってやっていくべき。ぶどう畑の景観についてもスピード感を持つべき。

委員： 森岡のぶどう畑の農家の実情として、昔はぶどう組合で共同歩調を取ることが多かった。現在では、袋と販売用の箱の共同調達を行っている程度である。

今後、東浦森岡ぶどう組合と意見交換を行い、ネット張りや囲い柵の色彩について、景観的に良いものをワンポイントで試作していくのもよい。

販売の看板も今では、バラバラでデザインも千差万別であるのでそのあたりを統一感のあるものにし共同歩調で行くのも一つの案。

委員長： スケジュールを見ても、どういうことを実現していくために取り組むかが不明確なので、東浦町全体と重点区域候補地区についての目標を明確にすべき。

明徳寺川周辺重点区域候補地区のデザインルールの検討については、行政側が一方的に制限していくのではなく、地域の人たちと話し合い作っていき、合意形成を取っていくべき。平成 29 年度は、ある程度の案を作成し、住民と話をする機会を作ることが必要である。

ぶどう畑の景観については、利害関係者に看板などの見た目を変えていくことを東浦森岡ぶどう組合と話し合えるとよい。

平成 30 年度に緒川の屋敷の景観、生路の郷中の景観の概略調査をして地域の方に一緒に取り組んでいけるとよい。そのためにも今年度 1 回でも意見交換会をやるべき。

共感プロジェクトについては、各地域でプロジェクト的なことがたくさんあると思うので、具体的なことを把握してスケジュールに入れるべき。

委員： 共感プロジェクトは、一つのアクションは、多様な側面を持っているので、すべての役場のセクションを巻き込んでやれるとよい。

委員： 明徳寺川を守る会は、複数の課が関係しているので、話が早く進んでいく。

【明徳寺川周辺重点区域候補地区のゾーニング及び区域について】

事務局： 資料 3 「明徳寺川周辺重点区域候補地区のゾーニング及び区域」について説明。

コンサル： 資料 3 について補足説明。

委員： 区域については、このままでよい。

委員長： ゾーンや区域の境界は、何を基準に区切っているかを明確にしておくべき。補足資料等をつけて、しっかり引き継がれるようにしておく必要がある。

斜面樹林地については、市街化区域と市街化調整区域をしっかりと区別しておくべき。それによってルールの考え方が変わるのでしっかりと区別する。

委員： 去年の景観特性調査からすると斜面樹林地の北側は、3 つに分かれるが、共通点としては、俯瞰景であることがまとめられる。

南側に関しても見る側と見られる側の視点があるのでしっかりと区別しておく必要がある。

委員： ゾーンごとの説明に景観特性の言葉を記載し、丁寧にわかりやすく説明すべき。

委員： 現在の都市計画道路の場所を制限し景観を維持できればよいのだが。

委員長： 岐阜県のとある場所では、バイパスを作るときに盛土をし、水の流れも変えてしまって、地域も分断してしまった。公共工事でも重点区域は、コンクリートの法面の大きい物を作らないような規制をしてもいいので

は。

委員： 景観工学でいうと川と道路を同時に扱う。川の流れに合わせて谷の部分に道路を通したりすることが正解といわれている。

委員： 見る側と見られる側でわかれるとあったが、他の人が心地よく過ごすために、景観のデザインルールに沿って維持していくことを住民たちはわからないと思う。

委員： 景観特性調査で見えることとされていた赤い地域は、逆からも見えると言える。なので、そこは見られていることになる。

委員長： 今の見られる部分のことも考えて、視点場を整理して図面に示し、維持管理を地域の人を含めてやっていくべき。

委員： 見える景観と見られる景観を区域図面に示すとよい。

委員： どのように見られているかを明記してルールを構成していくことが大事と考える。

委員長： 以上で本日の議事を終了とする。

次回は、この点を踏まえて、再度検討することとする。

委員： 了承。